

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：許可証を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：許可証を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：